

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する主な関係法令と窓口一覧

法令等	許認可、届出の名称	許認可、届出を必要とする対象行為	窓口
水質汚濁防止法	特定施設の設置の届出	水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置 ・ 豚房50㎡、牛房200㎡、馬房500㎡以上の施設 ・ 畜産食料品製造業 ・ 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 ・ 澱粉又は化工澱粉の製造業 ・ と畜業又は死亡獣畜取扱業など	環境保全課 (099-216-1297)
土壤汚染対策法	土地の形質変更の届出	規模が3,000㎡以上の土地の形質変更の届出	環境保全課 (099-216-1297)
大気汚染防止法	ばい煙発生施設設置の届出	ばい煙発生施設の設置	環境保全課 (099-216-1297)
	一般粉じん発生施設設置等の届出	一般粉じん発生施設の設置	環境保全課 (099-216-1297)
	特定粉じん排出等作業の実施の届出	特定粉じん排出等作業の実施	環境保全課 (099-216-1297)
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止管理者等の選任届	製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属し、公害防止組織法施行令で定める一定規模以上の排出量等(排出ガス、排水等)を有する特定施設を設定している特定工場の公害防止管理者等の設置	環境保全課 (099-216-1297)
騒音規制法	特定施設設置、特定建設作業実施の届出	特定施設の設置、特定建設作業の実施	環境保全課 (099-216-1297)
振動規制法	特定施設設置、特定建設作業実施の届出	特定施設の設置、特定建設作業の実施	環境保全課 (099-216-1297)
環境影響評価法	環境影響評価の実施	環境影響評価を実施する第1種事業及び第2種事業で環境影響評価を行う必要があると判定された事業	環境保全課 (099-216-1297)
鹿児島県環境影響評価条例	環境影響評価の実施	環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業として条例で定める事業	環境保全課 (099-216-1297)
鹿児島市環境保全条例	特定施設の設置の届出	特定施設を設置しようとする場合	環境保全課 (099-216-1297)
自然公園法	自然公園内での行為の許可、届出	国立公園内の工作物の設置、土地の形状変更等の一定の行為	環境保全課 (099-216-1298)
県立自然公園条例	自然公園内での行為の許可、届出	県立公園内の工作物の設置、土地の形状変更等の一定の行為	環境保全課 (099-216-1298)
鹿児島市保存樹等及び自然環境保護地区に関する条例	保存樹等に係る届出	条例に基づく行為を行う場合	環境保全課 (099-216-1298)
	保護地区内での行為の届出	条例に基づく行為を行う場合	環境保全課 (099-216-1298)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理業の許可	一般廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)	廃棄物指導課 (099-216-1289)
	一般廃棄物処理施設の設置許可	一般廃棄物処理施設の設置	廃棄物指導課 (099-216-1289)
	産業廃棄物処理業の許可	産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)	廃棄物指導課 (099-216-1289)
	特別管理産業廃棄物処理業の許可	特別管理産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)	廃棄物指導課 (099-216-1289)
	産業廃棄物処理施設の設置許可	産業廃棄物処理施設の設置	廃棄物指導課 (099-216-1289)
鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱	産業廃棄物処理施設等の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議	産業廃棄物処理施設の設置 県外産業廃棄物の搬入	廃棄物指導課 (099-216-1289)
鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物処理業の許可	一般廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)	廃棄物指導課 (099-216-1289)
温泉法	温泉の掘削の許可等手続	温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする場合	生活衛生課 (099-803-6885)
	温泉の採取の許可等手続	温泉源から温泉の採取を業として行おうとする場合	生活衛生課 (099-803-6885)
	増掘又は動力の装置の許可等手続	温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置する場合	生活衛生課 (099-803-6885)

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する主な関係法令と窓口一覧

法令等	許認可、届出の名称	許認可、届出を必要とする対象行為	窓口
工場立地法	工場、事務所の新設、増設の届出	一定規模以上の工場又は事務所の新設、増設 敷地面積:9,000㎡以上 建物面積:3,000㎡以上	産業支援課 (099-216-1323)
農業振興地域の整備に関する法律	市町村農業振興地域整備計画変更の申出	農用地区域内の土地を他の用途にするための農用地利用計画の変更	農政総務課 (099-216-1334)
森林法	森林の土地の所有者届出	地域森林計画の対象となっている民有林を取得した場合(国土利用計画法第23条第1項の規定による届出をした場合を除く)	生産流通課 (099-216-1341)
	伐採及び伐採後の造林の届出	地域森林計画の対象となっている民有林(保安林並びに保安施設地区の区域内の森林を除く。)の伐採において開発区域に係る森林面積が1ha以下の場合	生産流通課 (099-216-1341)
鹿児島市法定外公共物管理条例	法定外公共物の占用許可	法定外公共物の敷地を占用する場合	農地整備課 (099-216-1342) (注)
	法定外公共物の工事等許可	盛土、切土など法定外公共物の形状を変えたり、工事などを行う場合	農地整備課 (099-216-1342) (注)
	法定外公共物の土石等採取許可	法定外公共物から土石等を採用する場合	農地整備課 (099-216-1342) (注)
	法定外公共物の流水占用許可	法定外公共物の流水を占用する場合	農地整備課 (099-216-1342) (注)
河川法	流水の占用の許可又は登録	河川の流水の占用	河川港湾課 (099-216-1412)
	土地の占用許可	河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く)の占用	河川港湾課 (099-216-1412)
	土石等の採取許可	河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く)の土石等の採取	河川港湾課 (099-216-1412)
	工作物の新築等の許可	河川区域内の工作物の新築、改築又は除却	河川港湾課 (099-216-1412)
	土地の掘削等の許可	河川区域内の土地の掘削、盛土、切土、形状の変更、竹木の伐採	河川港湾課 (099-216-1412)
	行為の制限	河川保全区域内又は河川予定地内の行為 ※行為とは土地の掘削、盛土、切土、形状の変更、工作物の新築改築	河川港湾課 (099-216-1412)
海岸法	海岸保全区域(一般公共海岸区域)の占用許可	海岸保全区域(一般公共海岸区域)の占用	河川港湾課 (099-216-1412)
	土石の採取許可	海岸保全区域(一般公共海岸区域)の土石採取	河川港湾課 (099-216-1412)
	土地の掘削等の許可	海岸保全区域(一般公共海岸区域)の掘削、盛土、切土等	河川港湾課 (099-216-1412)
	施設等新設(改築)の許可	工作物の新築、改築等	河川港湾課 (099-216-1412)
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域内の行為の許可	・水域、公共空地の占用 ・水域、公共空地における土砂採取 ・港湾施設等の建設、改良 ・港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為	河川港湾課 (099-216-1412)
鹿児島市港湾管理条例	港湾施設の使用許可	港湾施設を使用しようとする場合	河川港湾課 (099-216-1412)
都市計画法	都市計画施設等の区域内における建築許可	都市計画施設等の区域内において、建築物の建築を行う場合	都市計画課 (099-216-1378)
	地区計画の区域内における建築等の届出	地区計画の区域内において、建築物の建築等を行う場合	都市計画課 (099-216-1378)
鹿児島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	市条例に基づく建築等の許可	風致地区内において、建築物の建築等を行う場合	都市計画課 (099-216-1378)
景観法	景観法等に基づく届出	景観法に基づく景観行政団体が定めた景観計画区域内や景観地区内等で、一定の建築物、工作物等の新築、増改築等を行う場合	都市景観課 (099-216-1425)
鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン	風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドラインの基準に関する協議	出力規模の合計(増設する場合は、増設後の一団の合計)が1,000kw以上の風力発電施設の建設等	都市景観課 (099-216-1425)

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する主な関係法令と窓口一覧

法令等	許認可、届出の名称	許認可、届出を必要とする対象行為	窓口
国土利用計画法	土地に関する権利の移転等の許可、届出	届出の場合 一団の面積が下記以上の場合 ・都市計画法の市街化区域内・・・2,000㎡ ・上記以外の都市計画区域内・・・5,000㎡ ・その他の区域・・・・・・・・・・10,000㎡ 契約締結後(契約日を含む)、2週間以内に届け出なければならぬ。	土地利用調整課 (099-216-1383)
都市計画法	開発行為の許可	・都市計画区域内(市街化区域内)における1,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域内(市街化調整区域)における開発行為(面積の制限なし) ・区域区分の定められていない都市計画区域内における3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外における10,000㎡以上の開発行為	土地利用調整課 (099-216-1383)
宅地造成等規制法	宅地造成に関する工事の許可	宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事	土地利用調整課 (099-216-1383)
鹿児島市宅地開発に関する条例	事前協議	条例に基づく宅地開発を行おうとする場合	土地利用調整課 (099-216-1383)
鹿児島市開発行為、建築等における災害の防止に関する条例	条例に規定される届出	条例に基づく開発行為を行う場合	土地利用調整課 (099-216-1383)
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可	施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行うとする場合 ※移動の容易でない物件・・・その重量が5トンを超える物件(容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く)	区画整理課 (099-216-1393) 郡山区画整理事務所 (099-298-4863) 吉野区画整理課 (099-244-2114) 谷山都市整備課 谷山駅周辺地区係 (099-269-8435) 谷山第二・第三地区係 (099-269-8436)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物に対する建築確認申請	土砂災害特別警戒区域(建築基準法第6条第1項第4号の区域を除く)内における居室を有する建築物(同項第1号から第3号までに掲げるものを除く)の建築	建築指導課 (099-216-1357)
建築基準法	建築確認申請、完了検査申請	(建築確認申請) ○太陽光発電設備に係る手続 ①土地に自立して設置するもの 以下の場合を除き、建築確認が必要 (1)以下の(i)及び(ii)に該当するもので、高さが4m以下のもの (i)当該設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らない場合 (ii)架台下の空間を居住等の屋内的用途に供しない場合 (2)電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合 ②既存の建築物の屋上に取り付けるもの 架台下の空間に人が立ち入らない等のものについては、定期検査の対象として特定行政庁が指定するものを除き、建築確認が不要 ○太陽光発電設備に付属する建築物に係る手続 当該付属施設がパワーコンディショナを収納する専用テナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要 ○風力発電設備に係る手続 以下の場合を除き、建築確認が必要 ・風力発電設備が電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物に該当する場合 ・風力発電設備が船舶安全法第2条第1項の適用を受けるものである場合 ○風力発電設備に付属する建築物に係る手続 当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用テナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要 ○地熱発電設備または中小水力発電設備に付属する建築物に係る手続 当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用テナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要 ○バイオマス発電設備に付属する建築物に係る手続 当該付属施設が土地に自立して設置する蓄電池を収納する専用テナで、内部に人が立ち入らない等のものである場合を除き、建築物を建築する場合、建築確認が必要。なお、都市計画区域内において、一定の数量以上の産業廃棄物や一般廃棄物の処理施設建築等する場合には、別途許可が必要 (完了検査申請) 確認済証の交付を受けた建築物の工事が完了した場合	建築指導課 (099-216-1357)

再生可能エネルギー発電設備の設置に関する主な関係法令と窓口一覧

法令等	許認可、届出の名称	許認可、届出を必要とする対象行為	窓口
道路法	道路の占用許可	道路敷地内に工作物を設け継続して道路を占用する場合	道路管理課 (099-216-1355)
	道路予定区域の行為許可	道路予定区域での土地の形質の変更や工作物の設置等を行う場合	道路管理課 (099-216-1355)
	道路の工事施行承認	乗入口の設置等道路に関する工事を施行する場合	道路管理課 (099-216-1355)
農地法	農地等の耕作目的のための権利移動の許可	農地又は採草放牧地について耕作目的で、所有権を移転し、又は賃借権・使用賃借権等の権利を設定し、若しくは移転しようとする場合	農業委員会 (099-216-1466)
	農地転用の許可・届出	自己所有その他使用権原を有する農地を農地以外にする場合	農業委員会 (099-216-1466)
	農地等の転用目的のための権利移動の許可・届出	農地又は採草放牧地について転用目的で、所有権を移転し、又は賃借権・使用賃借権等の権利を設定し、若しくは移転しようとする場合	農業委員会 (099-216-1466)
文化財保護法	土木工事等のための発掘に関する届出及び指示	周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等を実施する場合	文化財課 (099-227-1962)
	現状変更等の制限及び原状回復の命令	史跡名勝天然記念物の指定地において、現状を変更しようとする行為をする場合や、天然記念物たる動植物の棲息、自生、繁殖、渡来などになんらかの影響を及ぼす行為をする場合	文化財課 (099-227-1962)
鹿児島県文化財保護条例	現状変更等の制限	県指定史跡名勝天然記念物の指定地において、現状を変更しようとする行為をする場合や、天然記念物たる動植物の棲息、自生、繁殖、渡来などになんらかの影響を及ぼす行為をする場合	文化財課 (099-227-1962)
鹿児島市文化財保護条例	現状変更等の制限	指定有形文化財等の現状を変更し、又はその保持に影響を及ぼす行為をする場合	文化財課 (099-227-1962)
消防法	消防法に基づく申請等	危険物施設等に該当する場合 (太陽光) 例えば、リチウムイオン蓄電池設備に用いられる電解液の使用数量によって、届出又は申請が必要 (中小水力) 例えば、潤滑油・操作油に使用しているタービン油の使用・貯蔵数量によって、届出又は申請が必要 (バイオマス) 例えば、木くずや潤滑油・非常用兼用発電機の燃料油等の使用・貯蔵数量によって、届出又は申請が必要 (地熱) 例えば、アンモニア・ペンタン等の貯蔵数量によって、届出又は申請が必要	予防課 (099-222-0970)
鹿児島市火災予防条例	発電・変電・蓄電池設置届出 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出	条例に基づく発電設備等の設置や少量危険物等の取扱いがある場合	予防課 (099-222-0970)

(注) 市街化区域・市街化調整区域の別や法定外公共物の種類などにより、窓口が異なります。
詳しくは鹿児島市HP (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/nouchiseibi/machizukuri/kotsu/doro/hotegai/tetsuzuki.html>) をご覧ください。